

介護保険料が改正されました！

介護保険は本年度から新たに第4期介護保険事業計画がスタートし、それに伴い第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料も見直しされ、本年度から平成23年度の介護保険料が決まりましたのでお知らせします。

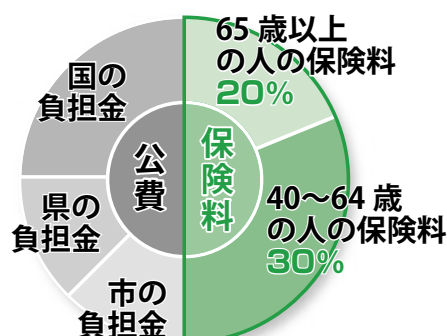
ただし、介護報酬改定に伴う保険料の上昇分は、国の特別対策により軽減されています。

介護保険の財源は・・・

介護保険料は、介護が必要な方が利用される介護サービス費用を賄うための財源として使われます。

介護サービス費用として支払われる「介護保険給付費」全体の20%が、65歳以上の方の保険料となっています。

割合は、右図をご覧ください。



保険料の決まり方は・・・

65歳以上の方の保険料は、介護サービスにかかる費用などから算出された「基準額」をもとに決まります。

基準額の算出方法

$$\boxed{\text{市に必要な介護サービスの総費用}} \times \boxed{\text{65歳以上の方の負担分(20\%)}} \div \boxed{\text{市に住む65歳以上の方の人数}} = \boxed{\text{基準額(年額)}}$$

つくばみらい市の介護保険料基準額は

45,000円／年

あなたの保険料額は・・・

保険料は「基準額」をもとに所得段階別に決められます。

所得段階	対 象 者	保険料の調整率	保険料（年額）
第1段階	・老齢福祉年金の受給者で、本人および世帯全員が市民税非課税の方 ・生活保護受給者	基準額×0.5	22,500円
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額×0.5	22,500円
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で、第2段階に該当しない方	基準額×0.75	33,750円
第4段階	・世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人が非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額×0.88	39,600円
	・世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人が非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	基準額	45,000円
第5段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の方	基準額×1.25	56,250円
第6段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上の方	基準額×1.5	67,500円

介護報酬改定にともなう保険料上昇分の軽減について・・・

介護に従事する人の処遇改善のために介護報酬が改定されました（プラス3%）。その分が介護保険料に反映されますが、急激な上昇にならないように、本年度から平成23年度の保険料上昇分については、緊急特別対策交付金（国費）により介護報酬改定増加分の2分の1が軽減されます。

介護保険にご理解ご協力を・・・

皆さまの保険料は、地域の介護サービスを賄う大切な財源です。介護保険は助け合いの精神に基づく社会のしくみです。介護サービスを利用する方が年々増加し、併せて介護サービスにかかる費用も増加しています。

介護保険料の納付に、皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いします。

なお、介護保険料を納めないでいると、滞納の期間に応じて保険給付が一時的に差し止められたり、利用者負担が1割から3割に引き上げられるなどの措置がとられます。保険料は、納期限内に納めるようにしましょう。

問 伊奈庁舎介護福祉課 ☎58-2111（内線1173）